

伊万里市における保育施設等の避難情報発令時対応ガイドライン

R2. 4. 1 施行

R3. 4. 1 改正

R3. 5. 20 改正

目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時、保育施設には、園児や保育従事者の命を守るための早急な対応が求められる。

このため、より早急で的確な判断を行うため、各保育施設の存在する地区（町）に避難情報が出された場合の保育認定こども（2号・3号認定こども）に係る対応について、ガイドラインを定める。

住民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに住民がとるべき行動は次の表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、警戒レベル3（高齢者等避難）が発令された時点で、避難することとなっている。（警戒レベル3～5の発令は、伊万里市が町単位で発令する）

警戒レベル	住民がとるべき行動	市からの情報
5	災害が既に発生しており、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保
4	速やかに避難先へ避難 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内、施設内のより安全な場所に避難	避難指示
3	避難に時間を要する高齢者等（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者は避難	高齢者等避難
2	避難に備え、ハザードマップ等で避難行動を確認	
1	災害への心構えを高める	

発令時の対応

前ページの表を踏まえ、警戒レベル3～5が発令された場合の保育認定こども（2号・3号認定こども）に係る対応について次のとおりとする。

①「午前6時時点で発令中」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応	左の対応を取るべき 保育施設
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> 当該日は「休園」とする。 保護者への休園の連絡に努める。 市子育て支援課に対し、休園の旨をFAXで伝える。 	発令対象地区(町)内にあるすべての保育施設
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル5 (緊急安全確保)		

※午前6時以降開園時間前または開園時間中に解除され、危険が差し迫った状況ではないと判断される場合は、預かり体制が整い次第、受け入れを開始する場合もある。

②「午前6時から開園時間までの間に発令」の場合

保護者への連絡が間に合わない場合は、必要に応じ、いったん園児を預かったうえで、早めのお迎えをお願いする。

③「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応	左の対応を取るべき 保育施設
警戒レベル3 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> 原則、予め保護者へ周知している避難場所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。 市子育て支援課に対し、避難状況について報告する。 	発令対象地区(町)内にあるすべての保育施設
警戒レベル4 (避難指示)		
警戒レベル5 (緊急安全確保)		

保護者及び職員への周知

- 市は、文書やホームページ上で本ガイドラインの周知を行う。
- 保育施設は、入園時のしおり、園便り、重要事項説明書、メール配信等で周知を行う。
- 保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。